

## 気仙沼市の新型コロナウイルス感染症対策

— 4月23日（金）議会提案分 総事業費 820,753 千円 —

- 国の子育て世帯生活支援特別給付金や宮城県からの営業時間短縮要請に係る協力金などについて、現時点でまとまった関係予算を市議会へ提案し、コロナ禍の厳しい状況に直面する市民・事業者を支援します。

### 【概要】

#### 1 事業費総額 820,753 千円

・財源内訳 国 54,653 千円，県 735,800 千円，一般財源 30,300 千円

#### 2 事業費内訳

（単位：千円）

分野	事業費	国庫支出金	県支出金	一般財源
生活支援	54,653	54,653	0	0
経済対策	766,100	0	735,800	30,300
合計	820,753	54,653	735,800	30,300

#### 3 事業概要

（生活支援）

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 54,653 千円  
 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給する。

（経済対策）

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 706,800 千円  
 感染症の拡大を防止するため、宮城県からの営業時間短縮の要請に全面的に協力した事業者に対し、協力金を交付する。
- (3) 営業時間短縮要請に係る飲食関連事業者支援金 59,300 千円  
 感染症拡大防止のための宮城県からの飲食店営業時間短縮要請により、事業に影響を受けている飲食関連事業者及び要請対象とならない飲食店に対して支援金を交付し、事業継続を支援する。

## 令和3年度 一般会計 4月補正予算(案)

既定予算額	34,562,017 千円
補正予算額	820,753 千円
補正後予算額	35,382,770 千円

### 〈補正の概要〉

#### 歳出予算

##### 〔主な事業〕

##### <新型コロナ対応分>

##### (生活支援)

- ① 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 54,653 千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給する。

支給対象:次のいずれかに該当する者

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者  
(※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

給付額:対象児童1人につき50千円(見込み数1,022人)

支給時期:令和3年5月以降順次支給

##### (経済対策)

- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 706,800 千円

感染症の拡大を防止するため、宮城県からの営業時間短縮の要請に全面的に協力した事業者に対し、協力金を交付する。

対象者:

宮城県からの要請に基づき、市内で運営する対象施設全てにおいて、令和3年4月5日(月)午後9時から5月6日(木)午前5時までの間(以下「要請対象期間」という。)、営業時間の短縮に全面的に協力した事業者(法人又は個人事業主)で、次の要件を満たす者

- (1) 要請対象期間より前(令和3年4月4日以前)から営業している事業者で、通常、午後9時から午前5時までを含む時間帯に営業していること
- (2) 宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等をしていること
- (3) 対象店舗において、営業に関する必要な許認可等を取得していること

時間短縮要請の対象施設:

- (1) 接待を伴う飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)
- (2) 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む。)

協力金の額:1対象店舗あたり 1,240千円(40千円×31日間)

※ただし、感染状況の改善等により、県からの時間短縮要請そのものが短縮された場合は、短縮日数に応じて協力金の額が減額される。

想定事業者数:570事業者(飲食店営業許可等を有する事業者の数)

③ 営業時間短縮要請に係る飲食関連事業者支援金

59,300 千円

感染症拡大防止のための宮城県からの飲食店営業時間短縮要請により、事業に影響を受けている飲食関連事業者及び要請対象とならない飲食店に対して支援金を交付し、事業継続を支援する。

対象者:市内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主で、次の全てに該当する事業者

- (1) 市内で飲食店又は飲食関連事業(食品加工・製造系, 器具・備品・消耗品系, サービス系, 流通関連等の事業)を営んでいること
- (2) 飲食店を営む事業者においては, 宮城県知事による令和3年4月5日から5月6日までの間の営業時間短縮の要請対象の事業者でないこと
- (3) 令和2年1月から令和3年2月までの間で, 単月で前年同期比20%以上の売上が減少している者

補助金の額:1事業者あたり一律100千円

想定事業者数:590事業者

---

歳入予算

国庫支出金 54,653千円, 県支出金 735,800千円, 繰入金 30,300千円

---